

別紙

公開概要書

受付日	令和8年6月19日	回答日	令和8年6月25日	担当課	総務部税務課
意見等の内容	<p>住民税の納付書について</p> <p>先日、住民税の納付書が全部で5枚送られてきたが、関係ある納付書は1枚のみで、他の4枚には「この納付書は使用できません」と印字されていました。</p> <p>近年自治体財政も厳しくなっており、納税者の立場から言えば、このような無駄を是非なくしてほしいと思います。</p> <p>納税される市民の大事な税金です。</p> <p>どうか経費節減に努め有効な使い方をしてほしいと思います。</p>				
回答の内容	<p>住民税の対象件数は数千件規模にのぼるため、課税処理から発送処理全体を効率的に行う必要があります。</p> <p>現在、発送作業は印刷から封入、封緘までを機械処理により一括して行っており、一定の様式・構成で処理することで、事務の効率化と経費の抑制を図っています。</p> <p>このため、送付対象ごとに不要な用紙を個別に選別・除去しようとする、機械処理では対応しにくくなり、確認作業のための時間や人員を新たに要することになります。結果として、かえって事務経費や事務処理ミスが増加する可能性があります。</p> <p>また、郵送については重量に応じた割引制度があり、一定の条件のもとでまとめて発送することで、全体として郵送経費の抑制につながっています。</p> <p>加えて、納付書等の様式についても同一様式をまとめて発注することで印刷単価を抑えることができております。</p> <p>こうしたことから、現状の方式が全体として最も経費を抑え、そして、効率的であると考え、現在の運用としているところです。</p> <p>今回いただきました貴重なご意見を真摯に受け止め、さらなる経費の削減や効率的な方法を模索してまいります。</p>				